

四国における建設業BCPの取り組み

企 画 部

防 災 課 矢 野 裕 紀

1 はじめに

東南海・南海地震は、2010年1月から30年以内に60～70%の確率で発生すると、地震調査研究推進本部地震調査委員会において予測されている。また、中央防災会議では、東南海・南海地震の被害想定がなされており、強い揺れと津波等により、関東から九州までの広範囲にわたり甚大な被害が想定されている。四国では、約8,000人の死者と全壊棟数約87,600棟(朝5時発生、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合)が想定されている。経済的被害については、建物倒壊等の直接被害に加え、生産活動停止等による間接被害により甚大な経済被害が想定されている。

中央防災会議において、被害軽減の対策として地域防災戦略の策定がなされており、間接的経済被害の軽減対策として、企業の業務継続への取り組みを推進し、業務継続計画を策定している企業の割合を、今後10年以内に大企業のほぼ全て、中堅企業において過半を目指す旨決定がなされている。

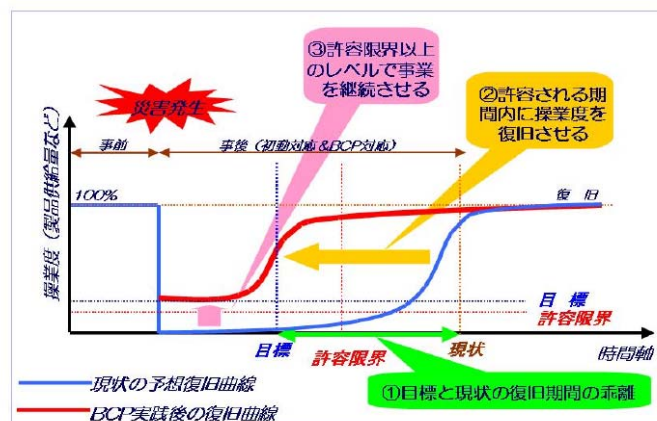
こうした動きを受け、四国地方整備局、四国4県及び大学、各県建設業協会等が連携し、建設関連企業のBCP策定について啓発・普及に取り組んでいる。当課が事務局を担当している建設関連企業のBCP策定における啓発・普及の取り組みについて報告する。

2 事業継続計画とは

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」(BCP:Business Continuity Plan)と呼び、計画を策定し、訓練し、計画の見直しを行っていく取り組みのことである。

事業継続計画の特徴は次のとおりである。

- ①事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定して計画を策定する。
- ②災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込む。
- ③重要業務の目標復旧時間を設定する。
- ④重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処する。
- ⑤継続的に改善を行い、企業全体のマネジメントとして体系的に取り組む。



図一 事業継続計画(BCP)の概念

(出典:内閣府「事業継続ガイドライン」)

3 建設業BCPの取り組み

建設関連企業のBCP策定について、啓発・普及の取り組みを行うため、建設業BCP懇談会と四国建設業BCP等審査会が設立されている。

(1) 建設業BCP懇談会

2009年1月に建設業BCP懇談会(座長:中野 晋 徳島大学大学院教授)が設立されている。この懇談会

は、建設関連企業のBCP策定について啓発・普及を目的として、四国地方整備局、4県、大学、各県建設業協会等で構成されている。また、県部会が設立され、各県単位においても、啓発・普及の取り組みが行われている。

(2) 四国建設業BCP等審査会

2009年8月に、四国建設業BCP等審査会(会長:中野 晋 徳島大学大学院教授)が設立されている。この審査会は、建設関連企業が策定したBCP等について、「災害時の事業継続力」の認定を行うことにより、より一層のBCP策定の促進に寄与することを目的として、四国地方整備局、4県、大学有識者で構成されている。

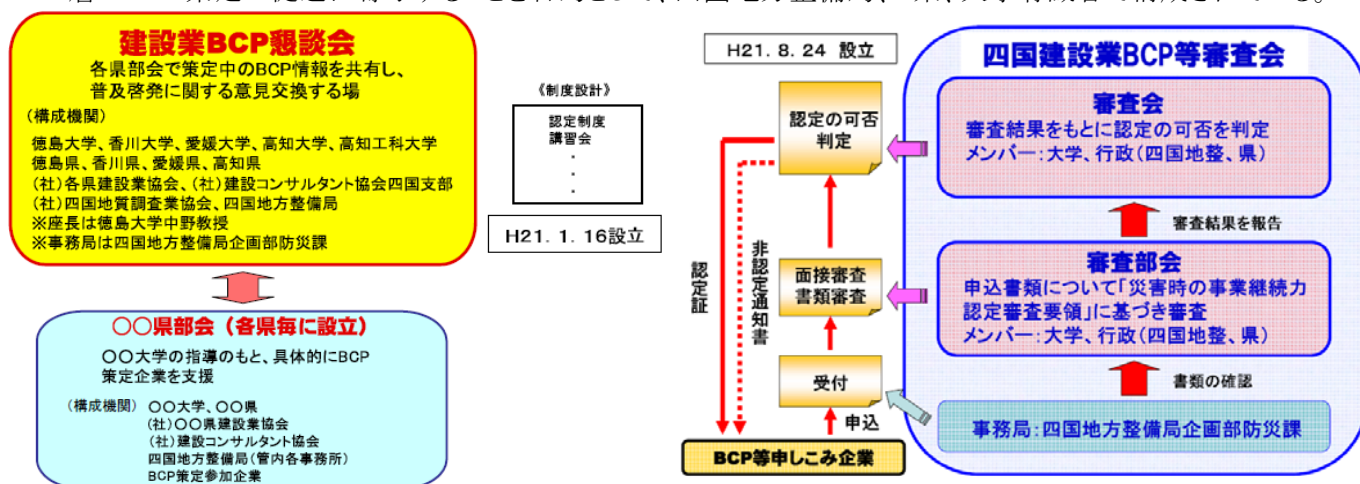


図-2 建設業BCP懇談会

図-3 四国建設業BCP等審査会

4 「災害時の事業継続力認定」制度概要

「災害時の事業継続力認定」とは、四国建設業BCP等審査会が、「災害時の事業継続力認定審査要領」をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定を行い、2年間の有効期限をもつ認定証の発行を行うものである。

(1) 認定対象となる会社

当面の間、四国地方整備局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「C等級」に認定されている四国内に本社を有する建設会社としている。

(2) 審査内容

表-1の確認項目と確認内容について、表-2確認ポイントに基づいて「書類審査」及び「面接審査」を行うものである。

確認項目	確認内容
A 重要業務の選定と目標時間の把握	A-1 受ける被害の想定 A-2 重要業務の選定 A-3 目標時間の設定
B 災害時の対応体制	B-1 社員及び家族の安否確認方法 B-2 災害対応体制 B-3 災害対策本部長の代理者及び代理順位
C 対応拠点の確保	C-1 対応拠点、代替連絡拠点の確保 C-2 対応の発動基準
D 情報発信・情報共有	D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市町村との相互の連絡先の認識
E 人員と資機材の調達	E-1 自社で確保している資源の認識 E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識
F 訓練の実施	F-1 訓練計画及び実施 F-2 事業継続計画の改善計画及び実施

表-1 確認項目と確認内容

【確認ポイント】

- ・ 災害対応を行える内部体制となっているか
- ・ 行政機関等と連絡できる体制が整っているか
- ・ 災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか
- ・ 災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか

表-2 確認ポイント

5 第1回「災害時の事業継続力認定」

申込受付を2009年12月1日から12月15日までの期間で行い、49社の申込があった。(徳島県6社、香川県10社、愛媛県19社、高知県14社)

審査において、県ごとに審査部会が設置され、書類審査及び面接審査が実施された。

2010年3月25日に審査会が開催され、審査結果について審議がなされ、45社が認定された。

6 その他取り組み

2010年1月26日に、四国地方整備局主催により、「東南海・南海地震発生時の業務継続について」をテーマとした「四国防災トップセミナー」を開催した。四国内の市町村長95名のうち75名(本人出席45名)と四国東南海・南海地震対策連絡調整会議のメンバー等あわせて約280名の出席があった。

中野 晋 徳島大学大学院教授による「市町村の業務継続計画について」と題した基調講演では、BCPとは何か、BCPの必要性、市町村BCPの特徴、市町村BCPの策定と運用等について講演が行われた。

意見交換では、「東南海・南海地震による市町村の被害想定」、「東南海・南海地震直後に実施すべき応急対策業務」、「地震後においても継続すべき通常業務」、「業務継続計画の重要性と策定に向けた課題」という4つの視点で、アンケート調査結果や市町村からの事例発表を踏まえ、出席者による意見交換が行われた。

なお、セミナー開催に先立ち、市町村へのアンケート調査を実施し、90市町村から回答が得られた。アンケートによると、「業務継続計画の検討状況」について、約1割の市町村が「検討を行っている」、約8割の市町村が「今後検討を行う予定である」と回答があり、今後BCP策定への取り組みが進むものと思われる。

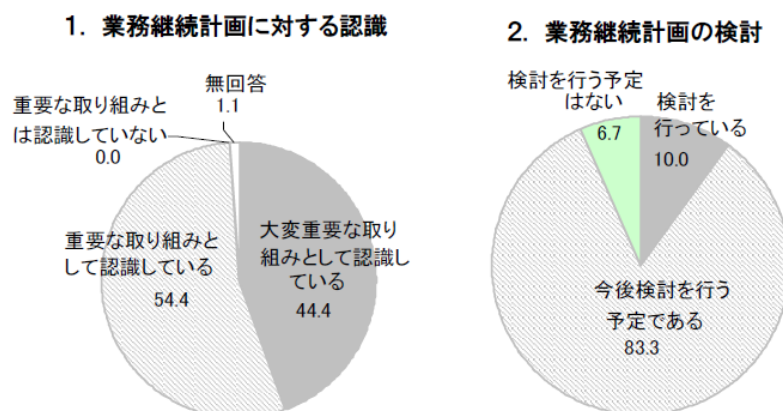


図-4 市町村へのアンケート調査結果

7 おわりに

東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合、地域住民からは迅速な応急復旧活動が期待されている。一方、行政機関、建設関係団体、建設関連企業において、相当数の事業停止が発生した場合、応急復旧活動に重大な影響が生じ、地域の復興が大幅に遅れることが考えられる。地域の早期復興のためには、これらの関係機関が、災害時において事業継続することが重要であり、BCP策定が進めば地域の防災力が向上すると考える。したがって、建設関連企業のBCP策定について、引き続き、啓発・普及に取り組むとともに、行政機関、建設関係団体のBCP策定についても、前述した「四国防災トップセミナー」や建設業BCP懇談会等を通じて、啓発・普及に取り組むことが重要であると考え。四国地方整備局においては、2008年3月に「四国地方整備局業務継続計画」を策定している。また、管内全事務所についても2009年3月までに策定済みである。これら策定済みのBCPについて、今後策定が進む他機関のBCPとの関連づけを行い、BCPのスパイラルアップを図っていくことが、地域の防災力向上へつながるものと考え。